

## 第3章 目指す環境像と施策

- 1 目指す環境像
- 2 施策の体系
- 3 「環境像」達成に向けた取組

# 1 目指す環境像

目指す環境像は、環境分野において、本町が 10 年後、20 年後、30 年後と将来につないでいきたいまちの姿を描くものです。

本町はこれまで、企業誘致の取組や地域に根差した企業活動などに伴い、活発な地域経済を育む基盤づくりにより、大きな発展を遂げてきました。大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～では、さらなる産業振興により活力とにぎわいのあるまちづくりを基本目標のひとつに掲げています。また、2021（令和 3）年 3 月に制定した「大泉町環境基本条例」の基本理念において、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されることとしています。

2021（令和 3）年に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、新型コロナウイルス感染症\*流行からの経済復興において、持続可能で脱炭素な方向での復興が重視されている世界の現状に触れ、「環境対策」が「経済成長」の源泉であること、及びこの世界の潮流に乗り遅れば、国内産業や国力の衰退にもつながりかねない懸念を示しています。加えて、地域経済においても同様に、カーボンニュートラル\*早期実現が、本町における企業立地・投資上の魅力を高め、地域産業の競争力を維持・向上させることにつながり、結果的に本町の成長戦略において、極めて重要な要素であることは明らかです。

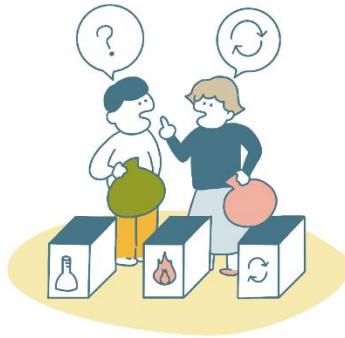
このような新しい時代の流れをいち早く捉えるとともに、本町の総合計画の基本目標及び環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境を守り育むことで、産業が発展し、活力と魅力があふれるまちになるよう、本町が目指す環境像を以下のとおり掲げます。

## 目指す環境像

環境を守り育む 活力と魅力あふれるまち おおいずみ








環境を守り育む  
活力と魅力あふれるまち  
おいずみ



## 2 施策の体系

「目指す環境像」の実現に向けて、5つの分野ごとに、「分野別目標」「施策の方針」「主な施策」を設定しました。体系は以下のとおりです。

環境像	分野別目標	関連する SDGs *
環境を守り育む 活力と魅力あふれるまち おおいずみ	1 レジリエント*1でカーボンニュートラル*2な社会を実現する	
	2 地域資源の循環利用によるゼロエミッション*3を実現する	
	3 自然を未来につなげ、共生する社会を実現する	
	4 安心して快適な暮らしを持続する	
	5 環境をきっかけにつながる協働の輪を創造する	

\*1 『レジリエント』とは、弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のこと。  
 \*2 『カーボンニュートラル』とは、温室効果ガスの排出をゼロにすることではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態のこと。  
 \*3 『ゼロエミッション』とは、1994年に国際連合大学が提唱した「廃棄物のエミッション（排出）をゼロにする」という考え方。

施策の方針	主な施策
1-1 地球温暖化防止に向けた 「緩和策」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徹底的な省エネルギー化の推進</li> <li>● 再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>● カーボンニュートラル*2な社会の構築</li> </ul>
1-2 気候変動の影響に備えた 「適応策」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レジリエント*1なまちづくりの推進</li> <li>● 熱中症・感染症対策の推進</li> </ul>
2-1 5Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの発生抑制に向けた普及・啓発</li> <li>● ごみの減量化・再資源化の推進</li> <li>● プラスチックごみの削減</li> <li>● 食品ロスの削減</li> </ul>
2-2 サーキュラーエコノミー*4 への移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サーキュラーエコノミー*4への移行に向けた普及・促進</li> <li>● 多様な主体との連携によるゼロエミッション*3への移行・促進</li> </ul>
3-1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性の保全に向けた普及・啓発</li> <li>● 動植物の生息・生育空間の保持</li> </ul>
3-2 みどり・水辺の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちなかのみどりの保全・創出</li> <li>● 公園の整備・活用</li> <li>● スマート農業*5の推進</li> <li>● 水循環の保全</li> </ul>
4-1 公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害防止対策の推進</li> <li>● 生活排水対策による水質の保全</li> </ul>
4-2 まちの美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境美化意識の向上</li> <li>● まちなみ景観の向上</li> </ul>
5-1 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境意識の醸成</li> <li>● 環境教育・環境学習の拡充</li> </ul>
5-2 環境を通じた ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な主体への情報発信方策の充実</li> <li>● 多世代に向けた環境活動機会の提供</li> <li>● 環境を通じたさまざまな交流機会の創出</li> </ul>

\*4 『サーキュラーエコノミー』とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

\*5 『スマート農業』とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

# 3 「環境像」達成に向けた取組

分野別目標  
1

レジリエントでカーボンニュートラルな社会を実現する

## 2030年に目指す姿 ～気候変動分野～

町民や事業者の日常には、省エネルギー型のライフスタイルが定着しており、まちなかを走る車の多くは ZEV\* となり、町有施設をはじめとして住宅や建物は再生可能エネルギー\*を活用し、省エネルギーに配慮した脱炭素型建築物へ替わってきています。まち全体が、効率よくエネルギーを利用し、カーボンニュートラル\*の実現に向かって歩みだしています。

気候変動に対する町民・事業者の関心が高まり、自然災害への対処について、適切な情報提供が速やかに行きわたり、すべての人々がどのように行動すべきか理解しています。気温が高くなる日は、熱中症に備えた行動がとれるようになっていきます。



## 達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
町域における二酸化炭素排出量	471千t-CO <sub>2</sub> (2019(令和元)年度)	320千t-CO <sub>2</sub>
再生可能エネルギー*の導入容量 (太陽光発電発電容量)	27,700kW	51,376kW
熱中症による救急搬送患者数	10人	減少



## ○ 2050 年を見据えた削減目標

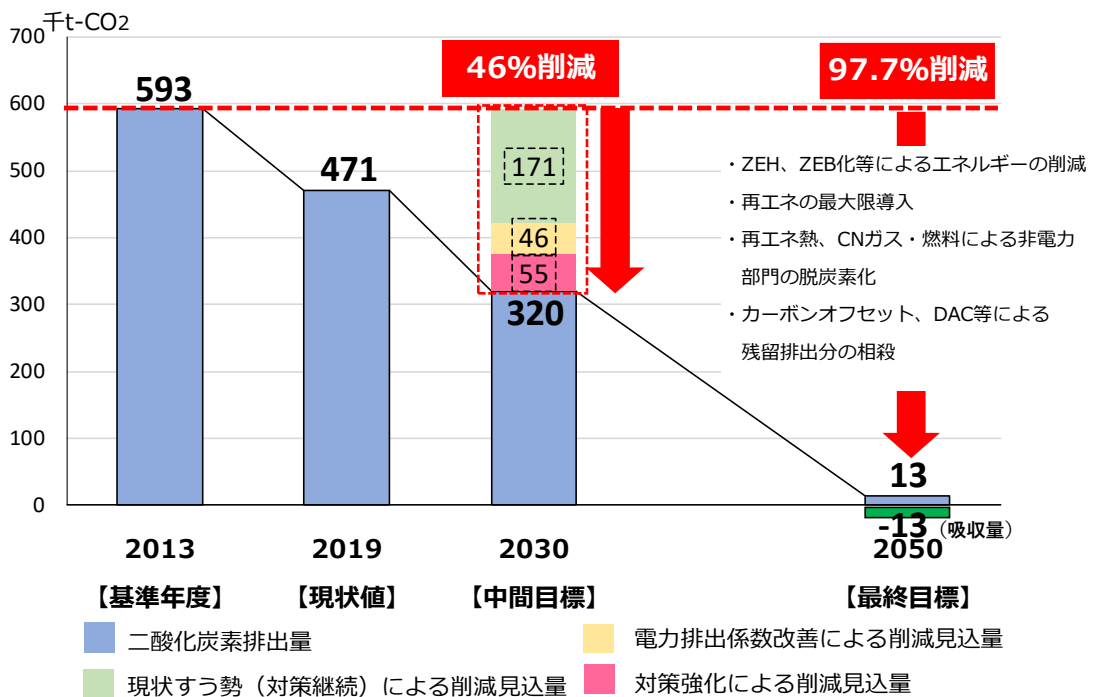
2050（令和 32）年のゼロカーボンシティ実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減目標について、以下のとおり設定しました。

2050（令和 32）年度の温室効果ガス排出量\*の最終目標値は、残留排出分の相殺（カーボン・オフセット\*、DAC（大気中からの CO<sub>2</sub>分離回収）等）及び将来予測による推計値を加味し、2050（令和 32）年度時点で実現すべき未来の姿（目標値）として設定しました。

また、中間目標値（2030 年度）は、最終目標値を達成するためのマイルストーンとして、国の地球温暖化対策計画（2023（令和 5）年現在）及び群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 において定められた削減目標を参考に、2050（令和 32）年度からのバックカスティング\*により設定しました。

### 二酸化炭素排出量の削減目標値

<b>●二酸化炭素排出量</b>	
基準年度：2013（平成 25）年度	593 千 t-CO <sub>2</sub>
中間目標値：2030（令和 12）年度	320 千 t-CO <sub>2</sub> （基準年度比 46%削減）
最終目標値：2050（令和 32）年度	13 千 t-CO <sub>2</sub> （基準年度比 97.7%削減）
<b>●残留排出分の相殺</b>	
最終目標値：2050（令和 32）年度	13 千 t-CO <sub>2</sub>



※ 2030 年度の電力排出係数\*を 0.333 kg-CO<sub>2</sub>/kWh として算定しています。

※ 小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と総排出量があわない年度があります。

なお、部門別の二酸化炭素排出量については、新型コロナウイルス感染症\*の拡大による社会生活の変容に伴うエネルギー消費の変化や 2050（令和 32）年度までの推計予測の精度が低いことなどを考慮し、2030（令和 12）年度時点における目安として設定をしました。

### 部門別二酸化炭素排出量の削減目安

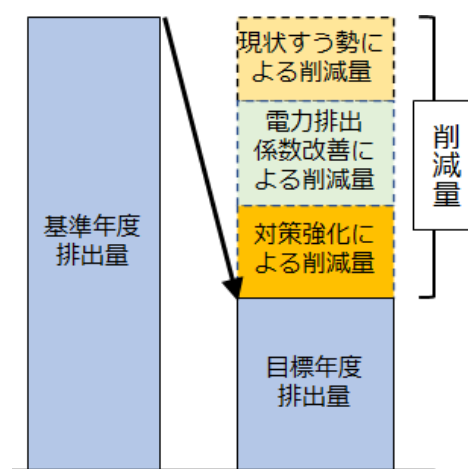
部門	2013年度 排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	2030年度 排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	基準年度（2013）からの削減量（千 t-CO <sub>2</sub> ）			基準年度比削減率（%）		
			現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数改善分	対策強化分	うち対策強化分		
産業	397	203	-194	-136	-36	-22	-49%	-6%
業務	59	20	-39	-31	-4	-4	-67%	-7%
家庭	60	33	-27	-1	-5	-20	-45%	-33%
運輸	70	61	-8	-2	0	-6	-12%	-9%
廃棄物	8	3	-5	-1	0	-3	-60%	-42%
計	593	320	-273	-171	-46	-55	-46%	-9%

#### コラム

#### 削減量の考え方

基準年度からの削減量は、現状すう勢による削減量、電力排出係数\*改善による削減量、対策強化による削減量を積み上げた数値とします。

また、対策強化量とは、大泉町の施策として実施可能な町民や事業者の行動変容の促進、再生可能エネルギー\*設備の導入の促進、省エネ型の設備機器の導入・更新の促進、建築物の省エネ化の誘導などであり、国や県の制度変更や科学技術等の進展による対策量は見込んでいません。





## ○ 再生可能エネルギー導入目標

2050（令和 32）年のゼロカーボンシティ実現に向けて重要となる、再生可能エネルギー\*の導入目標についても、本町で最も活用が期待できる太陽光発電について現時点の導入容量等を踏まえて設定しました。

再生可能エネルギー\*の導入目標値は、以下のとおりです。

項目	2030 年度		2050 年度	
	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
住宅	14,028 <sup>※1</sup>	19,375	229,441	325,820
産業・業務系	37,348	51,584		
合計	51,376	70,959	229,441	325,820
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )削減量 (t-CO <sub>2</sub> )		32,428		148,900
現時点(2022年)との導入容量比		約 1.9 倍		約 8.3 倍

※1 2022（令和 4）年度時点では 1390 世帯導入されています。今後、2030（令和 12）年度の目標値を達成するためには、戸建て住宅 1 軒あたり 5kW の太陽光発電を設置すると仮定した場合、約 2,800 世帯まで伸ばす必要があります。

### コラム

#### 二酸化炭素排出量の削減と再生可能エネルギーの関係

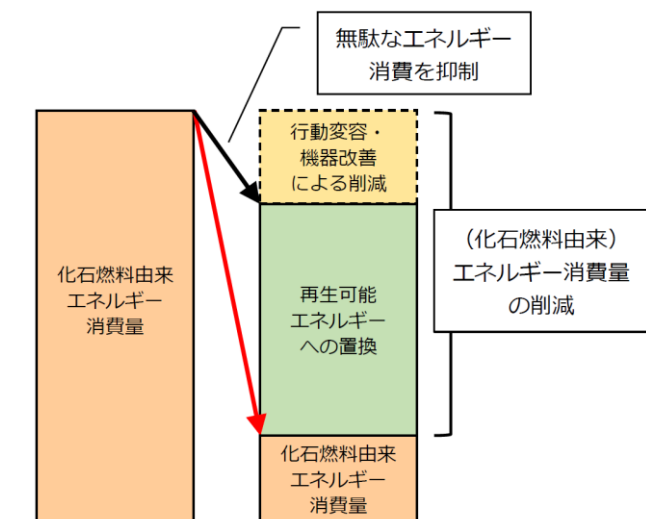
##### ● エネルギーとは？

エネルギーとは、「仕事をする能力」のことで、単位は【J(ジュール)】と G【ギガ:単位接頭語で10<sup>9</sup>倍の意味】です。調理や給湯のように熱を伝える働きや、家庭の照明のように光らせる働き、自動車や鉄道のように物を動かす働き、テレビやラジオのように音を出す働きがあります。私たちの日常生活や経済活動において、エネルギーはさまざまな形に変換され、利用されています。

##### ● エネルギー消費量の削減と再生可能エネルギー\*の役割

本計画で示す二酸化炭素排出量の削減は、エネルギー消費を削減することと同義ですが、日常生活や経済活動に必要な不可欠なエネルギー消費を削減するということではありません。化石燃料\*を原材料としたエネルギー消費を削減することです。すなわち、無駄なエネルギーの消費は抑えつつも、必要不可欠なエネルギーは、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー\*で賄っていく、現在の化石燃料\*由来のエネルギーを太陽光などの再生可能エネルギー\*に置き換えていくということになります。

##### <エネルギー消費量の削減の仕組み>



## 施策の方針と主な施策

### 1-1 地球温暖化防止に向けた「緩和策」の推進

2050（令和 32）年のゼロカーボンシティ実現に向けて、本計画の目標年次である2030（令和 12）年度までを、ゼロカーボンシティ実現への加速期間としてとらえ、徹底的な省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー\*の導入拡大を基軸とした施策を展開していきます。加えて、移動手段の脱炭素化や省エネ建築物の普及拡大を図ることで、カーボンニュートラルな社会の構築に向けて着実に進めます。

#### ● 徹底的な省エネルギー化の推進

大幅なエネルギー消費の削減に向けて、省エネ行動の実践に加え、エネルギー効率の優れた生活家電や設備機器への更新、HEMS\*や BEMS\*などによるエネルギー使用の自動制御といったこれまでよりワンランク上の省エネルギー化を普及啓発することで、脱炭素なライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促します。

#### ● 再生可能エネルギーの導入拡大

町民・事業者においては、太陽光発電設備が設置可能な場所に最大限の活用を検討するとともに、公共施設においては、積極的な導入を検討します。また、他自治体との連携を図りながら、エネルギーの地産地消に向けて、積極的に推進します。

#### ● カーボンニュートラルな社会の構築

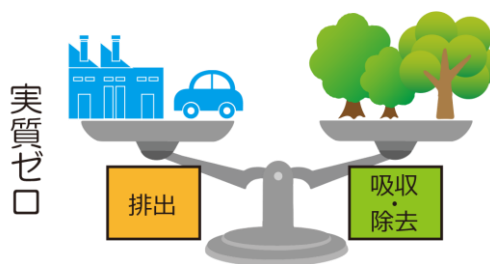
移動手段の脱炭素化について、公共交通の利用促進を図るため、ニーズを踏まえた効率的で利便性の高い交通サービスのあり方を検討します。また、自家用車の ZEV\*転換を促進するための積極的な支援のほか、充電設備や水素ステーション\*の導入について検討します。

断熱等の省エネ性能の高い建築物については、エネルギー消費量の削減効果が高く、ヒートショック対策などの健康・福祉分野にも寄与することから、新築時の ZEH\*・ZEB\*化や既存住宅の省エネリフォームについて推進します。なお、行政は率先実行により模範を示すため、新庁舎建設の際には、ZEB\*化を積極的に検討します。

#### コラム

##### カーボンニュートラルとは？

温室効果ガス\*の排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガス排出量\*と、森林などによる温室効果ガス\*吸収量がプラスマイナスゼロ(=実質ゼロ)となる状態のことをいう。



## 1-2 気候変動の影響に備えた「適応策」の推進

今後、最大限の温室効果ガス\*の排出削減対策（緩和策\*）を実施しても、これまでに排出した大気中への蓄積があることから、ある程度の気候変動は避けられないのが実情です。

近年、こうした気候変動の影響は様々な形で既に現れており、大雨や暴風といった気象災害、熱中症の増加、農作物の不作といった予測される影響に対し、その悪影響を最小限に抑える「適応策\*」が必要とされています。被害が起こる前に、災害に強い体制・基盤づくりや熱中症・感染症対策の推進について検討します。

### ● レジリエントなまちづくりの推進

総合防災マップ（ハザードマップ\*）の周知徹底やマイ・タイムライン\*作成の促進などにより、町民、事業者の防災意識の高揚を促進するとともに、関係機関と連携し、冠水対策のための工事の実施や農作物の安定的な生産に必要な情報について積極的に発信します。

また、公共施設においては、避難所等を中心に、被災時の備えとして、自立・分散型エネルギーシステム\*などの導入を検討します。

### ● 熱中症・感染症対策の推進

緑のカーテンや公園等へのミストシャワーの設置等により暑さの緩和に寄与する取組を推進します。暑さ指数（WBGT）\*の情報提供や熱中症予防・対処法などの注意喚起を図るとともに、デング熱等の動物由来感染症のリスクに関する情報提供も併せて周知徹底に努めます。

### コラム

#### 緩和策と適応策

地球温暖化対策の取組には、温室効果ガス排出量\*の削減・吸収を促進する「緩和」と、温室効果ガス\*増加の影響で発生する気候変動の悪影響を軽減する「適応」の双方に取り組むことが必要とされています。

気候変動を抑えるためには、「緩和」であるゼロカーボンへの取組が最も必要かつ重要な対策ですが、「緩和」の効果が現れるには長い時間がかかります。最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガス\*の大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠であり、「緩和」と「適応」の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。



資料：気候変動適応情報プラットフォーム  
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

## 行政の取組一覧

No. (方針)	取組	主な担当課
① 1-1	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」や「COOL CHOICE*」等の普及により、省エネルギー行動の啓発と習慣化を推進します。	環境整備課
② 1-1 5-1	省エネ行動や脱炭素なライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた環境講座などの開催を検討します。	環境整備課 多文化協働課 生涯学習課
③ 1-1	事務事業編の推進により率先垂範として行政からの CO <sub>2</sub> の削減を図ります。	環境整備課
④ 1-1	事業者による生産能力の合理化・省力化などに向けた設備導入に対して支援します。	経済振興課
⑤ 1-1	商店街などの街路灯の LED 化を推進するため、改修工事費用に対して支援します。	経済振興課
⑥ 1-1 1-2	屋根置き太陽光発電やソーラーカーポート、未利用地への太陽光発電の導入拡大について普及促進を図ります。	環境整備課
⑦ 1-1	他自治体や一部事務組合との連携による、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進します。	環境整備課
⑧ 1-1	電力調達における再エネの利用促進について周知徹底に努めます。	環境整備課
⑨ 1-1 1-2	HEMS*や BEMS*などによるエネルギー使用の見える化及び自動制御、スマートグリッド*について、情報収集に努めます。	環境整備課
⑩ 1-1	公共交通の利用促進を図るため、ニーズを踏まえた効率的で利便性の高い交通サービスのあり方を検討します。	都市整備課
⑪ 1-1 1-2	公用車への ZEV* 導入について、積極的に推進するとともに、町民、事業者の ZEV* への転換を促進するための情報発信に努めます。	契約管財課 環境整備課
⑫ 1-1 1-2	EV 充電設備などのインフラ整備について積極的に推進します。	契約管財課 環境整備課
⑬ 1-1	町民、事業所に省エネ診断、エコチューニング*の普及推進を行います。	経済振興課 環境整備課

No. (方針)	取組	主な担当課
⑭ 1-1 1-2	新築時には、ZEH*、ZEB*を選択してもらえよう効果の周知徹底を図ります。	環境整備課
⑮ 1-1	町営住宅の省エネ改修について推進します。	都市整備課
⑯ 1-1	住宅や建築物の省エネルギー改修、断熱改修を促進するため、各種支援制度についての情報提供に努めます。	経済振興課 都市整備課 環境整備課
⑰ 1-1	総合防災マップ(ハザードマップ*)の周知徹底やマイ・タイムライン*作成の促進などにより、町民、事業者の防災意識の高揚を促進します。	安全安心課 経済振興課
⑱ 1-1 1-2	公共施設における自立・分散型エネルギーシステム*などの導入について検討します。	契約管財課 (施設所管課)
⑲ 1-2	緑のカーテンの普及、公園等へのミストシャワーの設置など、暑さの緩和に寄与する取組を促進します。	公園下水道課 環境整備課
⑳ 1-2 3-1	公共用水路や農業用水路等の整備の際は、動植物の生息・生育環境や景観に配慮するとともに、冠水対策を実施し安全な水路整備を推進します。	農業振興課 土木管理課
㉑ 1-2 3-2	気温上昇に伴う農作物への影響に対応するため、関係機関と連携しながら安定的な生産に必要な情報の提供に努めます。	農業振興課



## 町民の取組

### 心がけひとつ!

★  
難易度 1

- 省エネに関するリーフレット等を参考にして、省エネルギー行動を実践します。
- 「COOL CHOICE<sup>\*</sup>」運動等に参加します。
- 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。

### 行動に移そう!

- スマートメーターなどエネルギー消費量の「見える化」を活用して、無駄なエネルギーを使わないようにします。
- 「うちエコ診断<sup>\*</sup>」の受診を検討します。
- マイ・タイムライン<sup>\*</sup>を作成し、水害発生時に適切な避難行動がとれるよう努めます。

★★  
難易度 2

★★★  
難易度 3

- 省エネ型の照明や家電、高効率給湯器への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を導入します。
- 家電製品の買い替え時には省エネルギーラベル<sup>\*</sup>（エアコンはフロンラベルも）を確認して、地球温暖化<sup>\*</sup>への影響が少ないものを選択します。
- 自家用車に、ZEV<sup>\*</sup>を導入します。

### 環境に投資を検討しよう!

## 事業者の取組

### 意識改革!

★  
難易度 1

- 省エネルギー行動の徹底など、職場における従業員への環境教育を実践します。
- 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- 職場におけるマイ・タイムライン<sup>\*</sup>等を確認し、水害発生時に適切な避難行動がとれるよう努めます。

### できることから行動しよう!

- 省エネルギー診断<sup>\*</sup>やエコチューニング<sup>\*</sup>を受けて、既存設備の運用改善によるエネルギー消費の適正化を図ります。
- 環境マネジメントシステムなどの取り組みを推進します。
- 法令を遵守し、省エネや温室効果ガス排出量<sup>\*</sup>削減を実践します。

★★  
難易度 2

★★★  
難易度 3

- BEMS<sup>\*</sup>（ビルエネルギー管理システム）などを導入して、設備機器の運転管理の最適化に努めます。
- 設備の更新時には、省エネ型照明や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を導入します。
- 社用車に、ZEV<sup>\*</sup>を導入します。

### 設備投資を検討しよう!

先進的  
取組

- 温室効果ガス<sup>\*</sup>排出抑制に配慮した新たなサービスの提供など、消費者との理解・協力の上で環境配慮型のビジネスを推進します。



分野別目標  
2

## 地域資源の循環利用によるゼロエミッションを実現する

## 2030年に目指す姿 ～資源循環分野～

長く繰り返し使える製品を自然と選択し、必要な時に必要な量だけ購入する、使わなくなったものは人に譲ったり、リサイクルショップを活用したりするなど、ものや資源を大切にしている行動が当たり前になっています。

特に、プラスチックごみについては、エコバックやマイボトルを持ち歩くことで不要なものを断る習慣が身につく、食品ロス\*については、飲食店での食べきり運動が定着しています。

まち全体の地域資源の循環利用に対する意識が向上し、サーキュラーエコノミー\*への移行に向けて進展しています。資源は適切に再使用・再生利用されており、資源の分別回収・再商品化が徹底され、ゼロエミッション\*の実現に向けて着実に進んでいます。



## 達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
一般家庭のごみ排出量	12,274 t	11,042 t
事業系のごみ排出量	2,897 t	2,763 t
家庭ごみ量に占める資源ごみの割合(資源化率)	8.8%	9.4%

## 施策の方針と主な施策

### 2-1 5Rの推進

まずは、ごみが増えるようなものを選択しない「リデュース (Reduce)」及び、ごみの元になるものを買わずに断る「リフューズ (Refuse)」について、優先的に取り組みます。“ごみを出さない”意識の定着とごみを減らすための行動変容を促すことで、ごみの減量を推進します。その上で、繰り返し使えるものは再利用する「リユース (Reuse)」や、使えるものを大切に長く使う「リスペクト (Respect)」の取組について、事業者と連携して普及・啓発に努めます。それでも発生してしまうごみについては、原材料に再資源化したりエネルギーとして有効活用したりする「リサイクル (Recycle)」を徹底できる仕組みづくりを推進します。

#### ● ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

「不要なものを買わない、断る」消費行動が定着するような情報を、町広報紙やパンフレット等を活用して積極的に発信するとともに、世帯構成や年齢層に応じた普及・啓発方法を検討します。また、事業者と連携を図りながら、ごみの発生抑制となる仕組みづくりを検討します。

#### ● ごみの減量化・再資源化の推進

ごみの分別やルールについてわかりやすく周知するとともに、資源物（空き缶、空きびん、ペットボトル、段ボール等）の回収について徹底を図ることで、リサイクル率の向上を図ります。加えて、廃食用油、古着・古布、小型家電等、拠点回収品目を定期的に見直すことで、再資源化を推進します。

#### ● プラスチックごみの削減

海洋プラスチックごみ問題<sup>\*</sup>や、エコバッグ・マイボトルの活用による使い捨てプラスチックの使用削減についての情報を、町広報紙やパンフレット等を活用して積極的に発信します。また、容器包装プラスチックのみならず、製品プラスチックについても有効的な回収方法等を検討します。

#### ● 食品ロスの削減

食品ロス<sup>\*</sup>問題や、食べきり運動、フードドライブ<sup>\*</sup>・フードバンク<sup>\*</sup>への寄付等についての情報を、県の「ぐんまちゃんの食べきり協力店」登録制度と連携しながら町広報紙やパンフレット等を活用して積極的に発信します。

## 2-2 サークュラーエコノミーへの移行の推進

国・県の施策動向に注視しながら、積極的に情報収集するとともに、サーキュラーエコノミー\*の考えを踏まえた、事業活動等の行動変容の促進や仕組みづくりを検討します。また、多様な主体と連携し、ごみの排出のみならず温室効果ガス排出量\*の削減にも寄与する施策について実施・検討します。

### ● サークュラーエコノミーへの移行に向けた普及・啓発

サーキュラーエコノミー\*への移行に関する情報を発信し、事業活動等の行動変容を促します。また、食農循環システム\*など、サーキュラーエコノミー\*の考えを踏まえた仕組みづくりについて、積極的に検討します。

### ● 多様な主体との連携によるゼロエミッションへの移行・促進

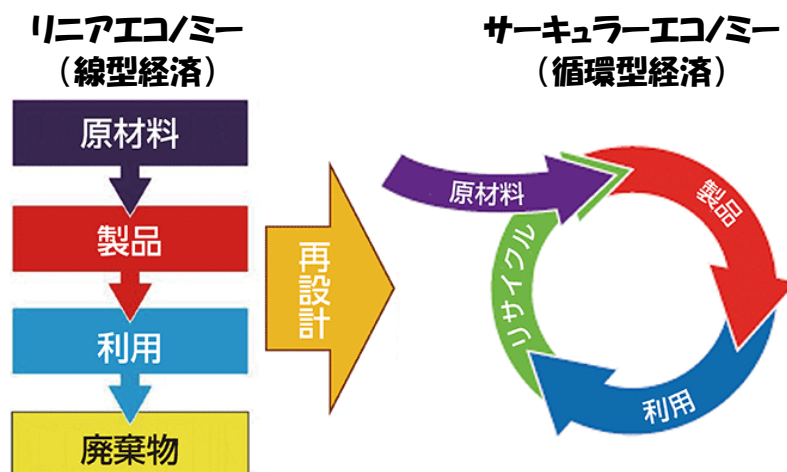
ごみ及び温室効果ガス排出量\*の削減に向けた、ごみ焼却熱の発電利用について、他自治体と連携し、着実に推進します。その他、IoT\*技術の活用によるVPP（仮想発電所）\*事業や森林吸収量等の可能性について、多様な主体との連携を検討します。

#### コラム

#### サーキュラーエコノミー

従来の3Rの取組に加え、資源の利用と消費の量を抑えつつ、今ある資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済活動のことを、「サーキュラーエコノミー（循環型経済）\*」といいます。大量生産・大量消費を前提として、資源の循環利用を想定していない「リニアエコノミー（線型経済）」の反対の概念として位置付けられます。

大量生産・大量消費型の経済活動は、気候変動問題や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、様々な環境問題にも密接に関係していることから、「サーキュラーエコノミー（循環型経済）\*」への移行を目指すことが世界の流れとなっています。



## 行政の取組一覧

No. (方針)	取組	主な担当課
① 2-1	5R*の取組について、町広報や町HP、パンフレット等を活用しながら町民に広く普及啓発を図ります。	環境整備課
② 2-1	おもちゃの病院や環境イベント、環境教育等を通じて、若い世代への啓発を強化します。	環境整備課 教育指導課 こども課
③ 2-1	事業者との連携も踏まえ、生ごみ処理機器の普及を図ります。	環境整備課 経済振興課
④ 2-1	廃食用油、古着・古布、小型家電の拠点回収等を通じてリサイクル意識の醸成を図ります。	環境整備課
⑤ 2-1	ごみの分別ルール <sup>1</sup> の周知と、資源物(空き缶、空きびん、ペットボトル、段ボール等)回収への協力の徹底について啓発します。	環境整備課
⑥ 2-1	海洋プラスチックごみ問題 <sup>2</sup> や食品ロス <sup>3</sup> 問題について、国・県の動向把握に努め、情報を発信します。	環境整備課
⑦ 2-1	エコバッグ・マイボトルの持参やリユース商品の推奨を行い、使い捨てプラスチックの使用削減を図ります。	環境整備課
⑧ 2-1	製品プラスチックの回収及び有効活用について、積極的に施策を推進します。	環境整備課
⑨ 2-1	使い捨てプラスチックの使用や食品ロス <sup>3</sup> 削減等も含め、事業者 <sup>4</sup> に排出抑制を実現する工夫などの情報発信に努めます。	環境整備課 経済振興課
⑩ 2-1	県の「ぐんまちゃん食べきり協力店」登録制度と連携しながら、食べ残しや売れ残り、余分な食材の購入を減らすこと等を啓発します。	環境整備課 経済振興課
⑪ 2-1	フードバンク <sup>5</sup> 活動の周知並びにフードドライブ <sup>6</sup> について普及啓発を図ります。	福祉課
⑫ 2-2	国・県の施策動向に注視し、サーキュラーエコノミー <sup>7</sup> への移行に関する情報を積極的に発信することで、事業活動等の行動変容を促進します。	経済振興課
⑬ 2-2	食農循環システム <sup>8</sup> によるごみの減量化を推進し、サーキュラーエコノミー <sup>7</sup> の思考を踏まえた新しい取組を推進します。	環境整備課
⑭ 2-2 1-1	他自治体や一部事務組合との連携による、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進します。【再掲】	環境整備課

## 町民の取組

### 心がけひとつ！

★  
難易度1

- 日頃から、すぐにごみになるもの、資源化しにくいものの購入を控えるとともに、使い捨てより、繰り返し使える商品を選ぶよう心がけます。
- ごみ分別アプリ等を活用し、ごみ出しルールと資源物の分別を徹底します。
- マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないように心がけます。

### 行動に移そう！

- 廃食用油や古着・古布、使用済み小型家電が発生してしまった場合は、町の拠点回収を利用してリサイクルに回します。★★  
難易度2
- 外食時に「ぐんまちゃんの食べきり協力店」をお店選びの参考にします。

★★★  
難易度3

- 生ごみ処理機器を導入し、生ごみの減量化やたい肥化による食と農の循環（食農循環システム\*）に取り組みます。

### 環境に投資を検討しよう！

## 事業者の取組

### 意識改革！

- ★ ●資源化できるごみの分別を徹底し、事業所からのごみ排出量削減に努めます。  
難易度1

- 食べきり協力店への登録等、県や町のキャンペーンやイベントについて、積極的に参加・協力します。★★  
難易度2

### 積極的に参加して！

- 使い捨てプラスチックの使用削減や簡易包装やレジ袋の削減、量り売り等、事業活動におけるごみの発生抑制に努めます。★★★  
難易度3

### 事業スタイルの見直しを！

- 事業活動においては、資源の有効活用を常に意識し、製品設計時のごみ減量化や再資源化に取り組みます。  
先進的取組

## 2030年に目指す姿 ～自然共生分野～

まちなかのみどりや公園、緑道\*や水路は地域の特性を活かして整備されており、在来の動植物の生息地としても、減ることなく残されています。

緑地や農地には雨水が浸透して、健全な水の循環を形成するとともに、適切な水路の整備等により、大雨などによる浸水被害が減少しています。

生物多様性への理解が深まり、身近な生きものとふれあう機会が増えることで、暮らしの中で自然の大切さを実感できるようになっています。



## 達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
大泉町の環境についての質問のうち「身近に自然を楽しめる空間について」の満足度の『満足』『まあ満足』と回答した割合	37.1% <sup>※1</sup>	39.9%

※1 「大泉町の環境についての町民アンケート調査」(令和4年10月実施)より



## 施策の方針と主な施策

### 3-1 生物多様性の保全

人間活動によって失われつつある生物多様性について、改めて理解を求めるとともに、あらゆる地域資源の保全に努めます。

また、生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、自然との共生を意識した整備が重要であることから、動植物の生息・生育空間の保持など環境保全対策を講じるよう適切に指導します。加えて、国・県の政策動向に注視し、情報収集に努めます。

#### ● 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

生物多様性の基礎知識や外来生物の脅威について広く周知するため、町広報紙や町ホームページ、パンフレットなどを活用した普及啓発を図ります。

#### ● 動植物の生息・生育空間の確保

開発行為や道路・水路等のインフラ整備の際には、環境保全対策について十分に検討されるよう指導します。また、「自然共生サイト\*」について情報収集を行い、認定制度の普及促進等について検討します。

#### コラム

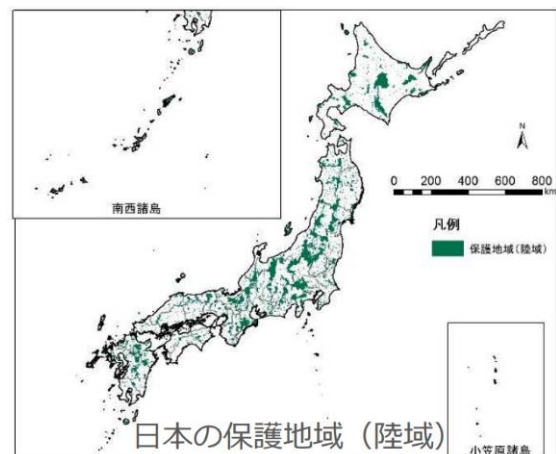
#### 生物多様性の損失を止めるために

新たな生物多様性枠組が採択されたことにより、世界全体で、生物多様性の保全に関する取組が活発になっています。2030年グローバルターゲットである「30by30\*：2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標」の達成に向けて、日本では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト\*」として認定する制度が始まっています。

日本は既に、陸域 20.5%と海域 13.3%を保護地域として保全しており、保護地域に加えて、さらに民有地においても、生物多様性の保全に関する取組を活発化させることが求められています。

「自然共生サイト\*」には、企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ピオープ、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、緑道\*、都市内の緑地、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・など多様な場所が該当します。

資料：環境省「30by30の概要について」



## 3-2 みどり・水辺の保全・創出

グリーンインフラ\*等、さまざまな機能を有するみどりと水辺は、私たちが安心して暮らす上でも重要であることから、街路や緩衝緑地帯などのまちなかのみどりを保全するとともに敷地内緑化促進等、新たにみどりを創出できるような情報発信に努めます。

また、公園や緑道\*及びスマート農業\*の推進による農地の整備により、自然とのふれあい、憩いの場となる水とみどりの拠点の形成を図ります。

健全な水循環\*を保全する観点からも、雨水の保水や浸透などの機能を持つ公園や農地、まちなかの緑地の確保のため、適正な土地利用に努めます。

### ● まちなかのみどりの保全・創出

グリーンインフラ\*の観点から、現存するまちなかのみどりを保全します。また、敷地には屋上緑化や壁面緑化などを含めた敷地内緑化の促進や、インフラ整備時に緩衝緑地帯の設置など、新たなみどりの創出を検討します。

### ● 公園の整備・活用

地域特性や町民の意向を踏まえた、地域にふさわしい公園整備に努め、人と自然がふれあう拠点の形成に努めます。

### ● スマート農業の推進

「人・農地プラン\*」を踏まえた支援により、地域農業の振興に努めるとともに、スマート農業\*に関する情報収集に努め、国・県などと連携した支援等を検討します。

### ● 水循環の保全

節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の醸成を図り、健全な水循環\*の周知に努めます。公共事業においては、透水性舗装などの雨水浸透に配慮した整備について検討します。

## 行政の取組一覧

No. (方針)	取組	主な担当課
① 3-1	生物多様性について、国・県の政策動向に注視しながら、情報の発信に努めます。	農業振興課
② 3-1	外来生物等の脅威に関する周知啓発を図り、生態系を乱さないように配慮します。	環境整備課 農業振興課
③ 3-1	生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるよう適切に指導します。	都市整備課
④ 3-1 1-2	公共用水路や農業用水路等の整備の際は、動植物の生息・生育環境や景観に配慮するとともに、冠水対策を実施し安全な水路整備を推進します。【再掲】	農業振興課 土木管理課
⑤ 3-2 4-2	河川敷清掃活動等を通じて、水辺の保全意識の醸成を図ります。	土木管理課
⑥ 3-2 4-2	都市計画道路等について、街路樹の維持管理を適正に行い、みどりの保全とまちなみの景観の向上にも配慮します。	土木管理課
⑦ 3-2	開発事業に当たっては、適切な開発指導を行い、残存緑地の確保や緩衝緑地帯の設置、法面緑化を促進します。	都市整備課
⑧ 3-2	屋上緑化や壁面緑化を含めた敷地内緑化を促進するための情報発信に努めます。	経済振興課 環境整備課
⑨ 3-2	地域特性や町民の意向を踏まえ、地域にふさわしい公園整備に努めるとともに、安心して安全に使える公園整備を推進します。	公園下水道課
⑩ 3-2	「人・農地プラン*」を踏まえた支援により、地域農業の振興に努めます。	農業振興課
⑪ 3-2 1-2	気温上昇に伴う農作物への影響に対応するため、関係機関と連携しながら安定的な生産に必要な情報の提供に努めます。【再掲】	農業振興課
⑫ 3-2	国・県と連携した高収益作物の調査や、農業の効率化など、情報収集に努め、スマート農業*に関する支援を検討します。	農業振興課
⑬ 3-2	節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の醸成を図ります。	環境整備課

## 町民の取組

参加しよう!

- ★  
難易度 1 ●河川敷清掃活動に進んで参加・協力します。
- 地域の緑化活動に進んで参加・協力します。

学んでみよう!

- 身近な動植物に関心を持ち、「生物多様性」への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える「外来生物」への理解を深めます。

★★  
難易度 2

★★★  
難易度 3

- 雨水タンクの設置などによる水資源の有効利用に努めます。

環境に投資を検討しよう!

## 事業者の取組

地域貢献しよう!

- ★  
難易度 1 ●河川敷清掃活動をはじめとした地域の清掃活動に進んで参加・協力します。

意識改革!

- 「生物多様性」や「外来生物」について、社員への環境教育に加えます。

★★  
難易度 2

★★★  
難易度 3

- 敷地内や屋上などの緑化に努めます。
- 雨水貯留施設を設置します。

環境にやさしい設備の導入を検討しよう!

分野別目標  
4

## 安心で快適な暮らしを持続する

## 2030年に目指す姿 ～安全・安心分野～

事業活動や生活排水による汚染はほとんどなく、きれいな空気や水は保全され、健康で安心した暮らしが継続しています。

不快になるような騒音は少なく、ポイ捨てや不法投棄などがない、マナーが守られたまちが維持され、快適な暮らしが持続しています。



## 達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
大気環境基準達成率 <sup>※1</sup> (光化学オキシダント <sup>*</sup> を除く)	100% (2021(令和3)年度)	100%
水質環境基準達成率 (BOD <sup>※2</sup> )	88%(7/8 達成) (2021(令和3)年度)	100%
騒音環境基準達成率	88%(7/8 達成)	100%

※1 ここていう「大気環境基準達成率」の対象とする測定項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質を指しており、光化学オキシダント<sup>\*</sup>については、全国的に達成が難しい状況のため、対象からは除く。

※2 水質の測定項目のうち、河川の汚染度を測る代表的な指標である「BOD」(生物化学的酸素要求量)を目標の対象とする。

## 施策の方針と主な施策

### 4-1 公害防止対策の推進

町民の安全・安心な生活の確保には、事業所・工場等に公害防止対策を継続して求める必要があることから、引き続き県と連携しながら、法令に基づいた指導等を実施します。加えて、環境測定による監視により、公害防止の徹底に努めます。

また、公共用水域及び河川に流入する水質について、生活排水対策を推進し、汚染を未然に防止します。

なお、人の健康に関与する新たな有害化学物質等の懸念が生じた場合は、国・県と連携し、速やかな情報発信と対策の検討に着手します。

#### ● 公害防止対策の徹底

事業者や工場等に関係法令の遵守を指導するとともに、環境負荷<sup>\*</sup>の低減に向けた自主的な取組を促進する情報発信に努めます。計画的な環境測定と結果の公表により、公害防止を徹底します。

#### ● 生活排水対策による水質の保全

公共下水道の役割について理解を求めるとともに、接続率の向上を推進します。また、合併浄化槽への切替や浄化槽の適切な管理を周知徹底することで、生活排水の適正処理を推進します。

### 4-2 まちの美化の推進

町民・事業者に環境美化を意識するきっかけとなる啓発や、実際に環境保全活動への参加を促すことで、まち全体の美化を推進します。また、過剰な開発行為により景観を損なわないよう配慮するとともに、あき地・空家の適正管理により、まちなみ景観の向上を図ります。

#### ● 環境美化意識の向上

ごみのポイ捨てや不法投棄の防止等のマナーを守る行動の啓発や、河川敷清掃への参加を促します。

#### ● まちなみ景観の向上

まちなみ景観に配慮したインフラ整備や、あき地・空家の適正管理について推進します。



## 行政の取組一覧

No. (方針)	取組	主な担当課
① 4-1	県と連携を図りながら、大気、水質、道路交通の騒音、有害化学物質などの継続的な監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境整備課
② 4-1	県や関係機関と連携を図りながら、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な助言を行います。	環境整備課
③ 4-1	事業所や工場等に対し、環境負荷*の低減に向けた情報を提供します。	環境整備課 経済振興課
④ 4-1 4-2	関係機関と連携しながら、大泉町道路舗装修繕計画に基づき、道路の補修や計画的な道路整備を実施し、交通渋滞等を原因とする騒音・振動、自動車排出ガスの発生抑制を図ります。	都市整備課 土木管理課 環境整備課
⑤ 4-1	都市・生活型公害への適正な対策が促進されるように、情報発信を図ります。	環境整備課
⑥ 4-1	公共下水道の役割について周知徹底を図るとともに、下水道への接続率の向上を推進します。	公園下水道課
⑦ 4-1	公共下水道整備区域外の地域については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、浄化槽の適切な維持管理により排水処理が適正になされるよう、啓発します。	公園下水道課 環境整備課
⑧ 4-2	ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を推進し、マナー向上を図ります。	環境整備課
⑨ 4-2	あき地のパトロールによる適正管理の指導や空家の適正管理の推進により、防犯や景観維持に努めます。	環境整備課 都市整備課
⑩ 4-2 3-2	河川敷清掃活動等を通じて、水辺の保全意識の醸成を図ります。 【再掲】	土木管理課
⑪ 4-2 3-2	都市計画道路等について、街路樹の維持管理を適正に行い、みどりの保全とまちなみの景観の向上にも配慮します。【再掲】	土木管理課

## 町民の取組

心がけひとつ！

★  
難易度 1

- ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのふんは必ず持ち帰る等、マナーを守った行動をとります。

行動に移そう！

- 地域の美化活動などには進んで参加・協力します。

★★  
難易度 2

適正管理を徹底！

★★★  
難易度 3

- 単独処理浄化槽や汲み取り槽を合併処理浄化槽に転換します。

## 事業者の取組

公害対策の徹底！

★  
難易度 1

- 各種環境法令を遵守するとともに、事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭等の環境負荷\*低減について、自主的な対策に努める。
- 周辺住民等から苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。

行動に移そう！

- 地域の美化活動などには進んで参加・協力します。

★★  
難易度 2

★★★  
難易度 3

- 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

環境整備に投資を検討しよう！

分野別目標  
5

## 環境をきっかけにつなげる協働の輪を創造する

## 2030年に目指す姿 ～環境教育・学習、情報発信～

町民一人ひとりと、事業者が、「自分のこと」として環境のあらゆる分野を学び、考える機会が増えています。

「環境」をきっかけに、多様な主体が、それぞれの役割を担い、互いの特性を活かしながら、協力・連携することで、環境活動のネットワークが形成され、多くの環境保全活動につながっています。



## 達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
大泉町の環境についての質問のうち「環境学習の機会について」の満足度の『満足』『まあ満足』と回答した割合	10.3% <sup>※1</sup>	13.1% (2030(令和12)年度)
環境関連イベント等の参加者数 (累計)	500人 (2019(令和元)年度)	600人 (2030(令和12)年度)

※1 「大泉町の環境についての町民アンケート調査」(令和4年10月実施)より

## 施策の方針と主な施策

### 5-1 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化\*をはじめとする今日の環境問題は、1つの問題が複数に絡み合い、また、同時に複数の解決につながることから、分野の枠にとらわれず、横断的に情報を発信することで、環境全般の意識醸成を図ります。また、環境教育や環境学習の機会を増やすことで、町民の環境分野に対する興味関心を向上させます。

#### ● 環境意識の醸成

地球温暖化緩和策\*及び適応策\*の推進や、ごみ減量施策、生物多様性の啓発及びいきもの調査、まちの美化啓発など、各分野の普及啓発に関する情報を、町広報紙やパンフレット等を活用して積極的に発信します。

#### ● 環境教育・環境学習の拡充

ごみの分別や省エネ行動など、環境分野を学べるプログラムの拡充を検討します。また、省エネ行動や脱炭素なライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた環境講座などの開催を検討します。

### 5-2 環境を通じたネットワークの形成

環境問題の解決には、多様な主体を巻き込み、ネットワークを形成していく必要があることから、情報発信方策の検討や、多世代に向けた環境活動の機会を提供します。また、「環境」をきっかけに様々な主体が交流することで、子から親へ、学校から家庭や地域へ、情報を共有できる仕組みづくりを検討します。

#### ● 多様な主体への情報発信方策の充実

多様な主体の参加を促進するため、町広報紙やホームページに限らず、SNS\*の活用等も取り入れ、積極的な情報発信方策の充実に努めます。

#### ● 多世代に向けた環境活動機会の提供

オンラインの活用や動画投稿など、日時や時間帯を気にしないで環境活動に参加できる仕組みを検討します。

#### ● 環境を通じたさまざまな交流機会の創出

環境フェアー等の環境イベントの開催や小・中・高校生に向けた環境学習の機会の拡充を検討することにより、様々な交流機会を創出します。

## 行政の取組一覧

No. (方針)	取組	主な担当課
① 5-1	町広報紙やパンフレットのほか、SNS*の活用等を取り入れるなど、積極的な情報発信方策を検討し、分野横断的に啓発します。	環境整備課 教育指導課
② 5-1	ごみの分別や省エネ行動など、環境分野を学べるプログラムの拡充を検討します。	環境整備課
③ 5-1 1-1	省エネ行動や脱炭素なライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた環境講座などの開催を検討します。【再掲】	環境整備課 多文化協働課 生涯学習課
④ 5-2	小・中・高校生に向けた環境学習の機会の拡充について検討します。	教育指導課 環境整備課
⑤ 5-2	オンラインによる学習講座など、町民が参加しやすい環境学習講座の開催方法を検討します。	環境整備課 多文化協働課 生涯学習課
⑥ 5-2	環境フェア等の環境イベントの開催を通じて、様々な交流の機会を創出します。	環境整備課

## 町民の取組

環境に興味をもって!

★  
難易度 1

- 『広報おおいずみ』や国のパンフレットなど、環境保全活動に関する情報を積極的に取り入れます。
- 学校での環境教育について、家庭内で情報を共有します。

行動に移そう!

- 環境イベントや環境学習講座などに積極的に参加します。

★★  
難易度 2

★★★  
難易度 3

- 日頃から行っている環境に配慮した取組の効果や環境に関する楽しい体験情報を発信します。

自分の情報を  
みんなにシェアしよう!

## 事業者の取組

意識改革!

★  
難易度 1

- 本計画の各分野にある「事業者の取組」のうち、意識改革や行動を促す取組についての情報を、従業員に周知します。

みんなで  
参加しよう!

- 従業員を対象とした環境研修や勉強会を実施します。
- 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に協力します。

★★  
難易度 2

★★★  
難易度 3

- 専門性を活かした学習プログラムの提供や施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供するよう努めます。
- 事業者同士で活動のノウハウを共有し、地域のネットワークづくりにつなげます。

地域のネットワークづくりに  
貢献しよう!